

2014年6月16日

株式会社 天北エナジー
代表取締役 渡辺 義範 様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 在田 一則

(仮称) 天北風力発電所環境影響評価準備書に対する意見

標記の風力発電事業計画に関して、去る5月1日から6月2日まで当該準備書が公告・縦覧され、今日6月16日が意見書提出期限とされています。この準備書は、環境保全の見地から非常に多くの重大な問題を包含しておりますので、総じて、当該地域の自然環境ならびに生活環境を悪化させる危険性が大きいと判断します。

以下に、「(公開版) 準備書」に関して、とくに希少な鳥類の保全と騒音・低周波音などによる健康被害を回避する観点を中心に問題視される諸項目について意見を述べます。

1. 風力発電事業に関する環境影響評価の目的について

準備書 2.1-1 (2) 頁に「2.1 対象事業の目的」が書かれているが、環境影響評価準備書を作成する目的についてはまったく記されていない。それに対して、事業の目的に関して「国産のエネルギー源として再生可能エネルギーを利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給源の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となってきた社会情勢を鑑み、本事業では風況に恵まれた地域における風力発電の設置を推進し、得られたクリーンエネルギーを売電することによって地域環境保全に貢献するとともに、地域の活性化やエネルギーの地域生産地域消費に寄与することを目的とする。」と記されている。

しかし、再生可能エネルギーが「環境への負荷の低減を図る上で重要である」とか、「地域環境保全に貢献する」とかを、一概に言うことはできない。風力発電事業のデメリットとして、国内外において、希少生物、貴重な自然生態系など自然環境への大きな負荷や、水源や大気、騒音、低周波音などの生活環境への大きな負荷が問題視されており、再生可能エネルギーの開発であっても、必ず、それらのデメリットを回避するための真摯な環境影響評価が必要である。環境影響評価準備書では、その目的が明記されなければならない。

環境影響評価準備書は、「環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、調査、予測、評価、環境保全対策の検討を実施した結果等を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた文書」と定義されている。この定義に基づき、本準備書は、「環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた」と述べなければならない、この点についての修正が必要である。

また、「環境への負荷の低減を図る」とした趣旨は、二酸化炭素を排出しないことを暗に意味していると想定されるが、大規模な風力発電施設を建設するために、どれだけの二酸化炭素を排出してきたか、科学的根拠をもって説明しなければならない。事業の目的では、さらに、「風況に恵まれた地域」「風力発電に適した風況である」と記されているが、風況だけを強調して環境への負荷を明記しないことは、風力発電事業の環境影響評価としては、偏った主張となる。さらに加えるならば、稚内市では、既に多数の風力発電所が設

置されているので、「エネルギーの地域生産地域消費に寄与する」ことは、科学的根拠を持って準備書の中で説明しない限り、その目的が明らかな嘘といえる。

以上のように、電力供給を推進する立場からの一方的な説明に終始し、環境影響評価の目的を示さない準備書は大いに問題であるので、風力発電事業のメリットとともにデメリットについて公平に記し、種々のデメリットを回避するための環境影響評価準備書であることを明記すべきである。

2. 事業計画内容が不明確な段階では環境影響評価の準備書とは言えない

発電所の出力について、2.2-1(4)頁に、最大 30,000kW（定格出力 2,000kW 級または 3,000kW 級の風力発電機を 10～12 基程度）と記している。しかし、「準備書」の段階になってもいまだに基数や定格出力が決定されていないことは、環境影響評価を行う上で正確な予測・評価ができないので、大きな問題である。まず、準備書であるならば、発電所の出力について明記されるべきである。

他方、「準備書」において、例えば、騒音・低周波音調査図では 12 基をプロットしているので、全体で 30,000kW であるならば、1 基当たりの定格出力を 2,500kW と明記されなければならない。そうでなければ、騒音・低周波音などの予測が科学的・論理的に行うことができない。逆に、1 基当たりの定格出力が決まっていなければ、準備書と名乗ることは時期尚早であり、再度、上記を明記した新たな準備書を公表すべきである。

後述する低周波音の環境影響評価に関わるが、6.2-40(169)頁において、第 6.2.4-2 表に示された低周波音（1～80Hz）の音響パワーレベルは、「風車メーカー資料」から推定したと記されている。しかし、ここでの音響パワーレベル（平坦特性でオールパス値 AP134.2）は、2,000kW 級以下の値と判断されるので、当該計画の実際より低く見積もられているのではないかという疑いが生じる。

したがって、発電所の出力・1 基当たりの定格出力を明記した上で、既存の資料に関しても、メーカー名と機種名、推定のプロセスを裏付ける情報が明確に示されなければならない。すなわち、環境影響評価手続き過程での非常に重要な段階である準備書において、本準備書の記述内容だけでは机上の空論となる危険性が高い。事業計画内容を明確に示し、検討材料とする既存資料についても明記した上で、説明しなければならない。

3. 鳥類、とくに水域やその周辺環境を利用する鳥類種への影響評価について

(1) 鳥類の保全に関する総論

本事業対象地一帯は、越冬期にコハクチョウをはじめとするハクチョウ類やガン類、オオワシなどが渡来する稚内大沼に近接するほか、水域周辺に生息し、繁殖鳥かつ渡り鳥でもあるオジロワシやその他の希少猛禽類が豊富に生息する場所である。さらに、稀な渡り鳥であるシロハヤブサも確認されるなど、サハリンから渡来するさまざまな鳥類種にとって非常に重要な場所でもある。また、本事業対象地は秋季に多くのサケが遡上し、オオワシやオジロワシなどの重要な餌場となっている増幌川と声間川の間には挟まれていることなどからも、風車の建設は水域およびその周辺の林地や湿地を利用する鳥類に対し、非常に大きな影響を与え得ることが予想される。

本準備書においては、これら鳥類への影響評価における調査方法や影響の予測に重大な過失が多々認められ、影響予測が非科学的なものであることから、影響評価のやり直しが必要である。

(2) 調査方法について

希少猛禽類調査では風車建設予定地点および予定地点に極めて近い場所に観察定点1～3の三ヶ所を設定している(6.2-63(192)頁の6.2.9-3図)。このような観察定点を設けたことにより、調査中、鳥類はこの観察定点、つまり風車建設予定地点を回避するために、より遠方を飛行、あるいはより高度をあげて飛行することが考えられる。したがって、これらの定点観察地点を含む調査結果は実際の飛行行動を反映していない可能性があり、適切に影響を評価するためには調査のやり直しが必要である。

(3) 予測の結果について

鳥類への影響に関する現地調査の結果(8.9-29(323)頁～8.9-70(364)頁)とその結果に基づいて考察されたはずの影響予測(8.9-76(370)頁～8.9-108(402)頁)との間に、さまざまな矛盾が認められる。すなわち、本準備書における影響予測は、現地調査などで得られた調査結果のデータを無視して記載されたとしか考えられない記述が多く、全面的に見直されるべきである。そのことを強く主張したい。以下に、とくに重大な影響が予測される水域や水域周辺環境に生息する鳥類を例として取り上げ、この主張の正当性を示す。

①コハクチョウ

準備書8.9-30(324)頁の重要鳥類種の生息状況において、コハクチョウは事業実施区域の東側で確認されたことが明記されている。また、聞き取り調査でハクチョウ類がサハリンに移動する際、当該地域を通過する可能性が指摘されていること、ハクチョウ類の渡りはノシャップや宗谷岬からサハリンが主要ルートであることも記載されている。さらに、標識調査からハクチョウ類が稚内大沼と浜頓別や猿払を往来していることが明らかになっていることも書かれており、このときには、本事業対象地を通過している可能性が考えられる。一方、表8.9-32(8.9-81(375)頁)には、調査区域内を飛行した96個体のうち、80個体が風車に衝突する可能性のある高度を飛行していたことが示されている。以上の事実から、予定されている風車はコハクチョウに対し、衝突事故や飛行経路妨害などの重大な影響を与えることが考えられる。しかし、影響予測Ⅱ(8.9-80(374)頁)では「コハクチョウは大沼を渡りの中継地としており、対象事業実施区域内に飛行する可能性は低いと考えられることから、バードストライクの可能性は低い」と予測している。これは上記した調査結果の記述との間に矛盾を有していることから、調査結果に忠実な再評価および適切な影響回避策が強く求められる。

②ミサゴ

影響予測8.9-84(378)頁には、対象事業実施区域に古巣が存在すると記載されている。また、8.9-58(352)頁の①には対象事業実施区域の古巣の可能性のある針葉樹において成鳥のとまりが確認され、さらに実施区域南側には営巣し得る環境があるとも記載されている。それにもかかわらず、影響予測では現地調査で繁殖に関わる情報が得られなかったことを挙げて、対象事業実施区域に営巣している可能性は低いと結論しているが、その根拠は極めて不明瞭である。

さらに、対象事業実施区域内においては衝突する可能性のあるブレード回転範囲内の飛行や、明確な繁殖行動である餌運びが確認されている(8.9-58(352)頁の①)。これらのことから、当該区域はミサゴの繁殖地・生息地として極めて重要と考えられるが、本準備書の評価は、「事業による風車建設は改変を最小面積にとどめ、法面に緑化を行うことで工事の実施や施設の存在による本種の生息環境への影響は低減される」としている。このよ

うな対策により、当該事業がミサゴにおよぼす影響を十分に回避できるとは言い難い。

また、先述したように事業対象地や周辺においてブレード回転範囲の多数回の飛翔および繁殖行動が確認されているにもかかわらず（8.9-58（352）頁の①）、「現地調査で繁殖に関する情報が得られなかったため、移動経路の遮断・阻害は起こりにくい」と予測している。この予測評価は、自らの調査結果を無視しているため非科学的である。

さらに、ここでは「尾根上に比較的直線状に風車を配置したことで、渡り鳥の飛翔方向とほぼ平行になり衝突事故は低減される」と述べられているが、当該地域においてミサゴは繁殖している夏鳥であり、給餌などのため行動圏内を頻繁に移動する必要があることから、尾根を横切って通過する飛行行動も多いと予想される。それにもかかわらず、渡り鳥への軽減措置を記載してミサゴへの影響を過小評価していることは重大な過失である。

③オジロワシ

影響評価Ⅱ（8.9-87（381）頁）において、「事業対象区域内にある営巣木周辺には風車を設置しない」と書かれているが、「周辺」とは非常に曖昧であり、具体的な距離を明記すべきである。たとえば先行研究（Dahl et al. 2012）では、風車の影響を軽減するためには、風車から1km以上離すべきことが述べられている。

影響評価Ⅱに記載されている、事業対象区域内で営巣するつがいのほか、事業予定地周辺の声間川沿いや大沼南部の丘陵地において、少なくとも2つがいのオジロワシが繁殖している。これらの繁殖つがいやその巣立ち後幼鳥は、季節に応じ、大沼だけでなくサケの遡上する声間川や増幌川などを利用して採餌している可能性が高く、これらの餌場と巣、あるいは罅やとまり場との間を頻繁に往来していることが予想される。さらに、越冬期や渡り時期にはロシア極東地域からの渡来個体が当該地域に滞留し、声間川と増幌川という餌場の間にある本事業地を頻繁に往来する可能性が考えられる。実際に、対象事業実施区域内において619個体の飛翔が確認され、半数以上が衝突する可能性のある風車のブレード回転範囲内を飛翔していた（8.9-58（352）頁の②）。このように、多数のオジロワシが当該計画地内を高頻度で利用し、繁殖、越冬していることが明らかであるにもかかわらず、「工事の実施や施設の存在による本種の生息環境への影響は、改変を最小面積にとどめ法面に緑化を行うことで低減される」と結論していることには大きな問題がある。

また、事業区域内で600個体以上の本種の飛翔が確認されているにもかかわらず、影響予測では「移動や渡りの際、飛翔路の一部が阻害される可能性があるが、風車設置個所周辺には巣がないことや採餌環境がないこと、環境改変は風車の設置箇所と一部の搬入路に限定されることをあげ、影響は低減される」としている。この評価は調査結果をことごとく無視した非科学的な記述であり、撤回されるべきである。また、先に述べたように、風車計画地付近には声間川や増幌川などの重要な餌場環境があり、餌場と罅、餌場と営巣地間など頻繁な移動があると考えられる。さらに8.9-58（352）頁の②で示されているように、ブレード回転範囲内やその周辺高度の飛翔が多いと予測されることから、移動路の妨害や衝突事故の発生が極めて強く懸念される。

さらに、ここでも「尾根上に比較的直線状に風車を配置したことで、渡り鳥の飛翔方向とほぼ平行になり衝突事故は低減される」と記載されている。当該地域では本種は渡り鳥のみならず繁殖個体や越冬個体もあり、渡りの飛翔以上に尾根付近や尾根を横切って通過する頻度が高いことは十分に予想される。それにもかかわらず、渡り鳥への軽減措置を記載してその影響を過小評価していることは、重大な過失にほかならない。

なお、オジロワシのような大型猛禽類では風車を認識しにくい視覚特性が明らかにされ

ている (Martin et al. 2012)。衝突率推定に用いられている回避率の信頼性は高いとは言えず、衝突確率はさらに高い可能性がある。また、餌場に近接した場所に風車を建設することは衝突事故の一要因であることも報告されている。複数の営巣つがいを利用し、さらに渡り時期や越冬期には多数の海ワシ類が集合する河川に挟まれた事業対象地区は、オジロワシやオオワシにとって衝突リスクの高い場所であり、両種の保全上、風車建設には極めて不適な場所であることを強調しておく。

④オオワシ

渡り時期から越冬期にかけての、オオワシにとって重要な餌場に挟まれた当該区域は、罅入りなどの移動のため頻繁に通過している可能性があり、実際に現地調査の結果でも137 個体が事業区域内を飛行しており (8.9-58 (352) 頁～8.9-59 (353) 頁)、当該予定地における風車建設はオオワシに対して重大な影響を与える可能性がある。それにもかかわらず、8.9-89 (383) 頁では「工事の実施や施設の存在による本種の生息環境への影響は、改変を最小面積にとどめ法面に緑化を行うことで低減される」とされている。このような対策がオオワシへの悪影響低減に十分な効果があるとは考えられず、適切な評価を求めたい。また、同じ 8.9-89 (383) 頁に、移動や渡りの際、飛翔路の一部が阻害される可能性については、「風車周辺にはオオワシの餌場がないこと、環境改変は風車の設置個所と一部の搬入路に限定されることから影響は低減されるものと予測される」とされている。上記したように、風車設置予定地周辺に餌場があり、頻繁に飛翔することも示されていることから、これらの予測は不適切でやり直すべきである。また、移動経路の遮断・阻害について述べているのにも関わらず、環境の改変は一部であるから影響が低減される、という対応関係のない理由をあげていることは、この準備書の予測がいい加減であるものであることを露呈している。

さらに、他種と同様に、8.9-90 (384) 頁に「尾根上に比較的直線状に風車を配置したことで、渡り鳥の飛翔方向とほぼ平行になり衝突事故は低減される」旨が記されている。当該地域では本種は渡りで通過するだけでなく、良好な餌場に滞留・越冬しているものが多いことから、尾根付近を飛翔することや尾根を横切って通過することも多いと考えられる。それにもかかわらず、渡り鳥への軽減措置を記載しその影響を過小評価していることは、重大な過失にほかならない。

⑤チュウヒ

事業対象区域内での営巣は不明ではあるが、8.9-59 (353) 頁の④において、繁殖に関わるさまざまな行動 (餌運びなど) が確認されているほか、事業対象区域内では 51 回確認され、その多くは低空からブレード回転範囲内を飛翔していたことが記載されている。また、8.9-59 (353) 頁の④には、事業区域内や周辺で採餌飛翔やハンティングが確認されたことも記載されている。それにもかかわらず、8.9-91 (385) 頁の影響予測では、他種と同様にここでもまた「工事の実施や施設の存在による本種の生息環境への影響は、改変を最小面積にとどめ法面に緑化を行うことで低減される」と結論しており、適切な評価とはいえない。

また、移動経路の遮断・阻害については、「採餌や採餌場と繁殖地間を移動する際、飛翔路の一部が阻害される可能性があるが、現地調査では風車周辺において採餌や繁殖に関する情報が得られなかったことと、改変は風車の設置箇所と一部の搬入路に限定されることから影響は低減される」と記載している。移動経路の遮断・阻害について述べているのに環境の改変は一部であるから影響が低減される、という対応関係のない理由をあげてお

り、ここでもこの準備書の予測が正しい加減であるものであることを露呈している。

さらに、他種と同様、ここでは「尾根上に比較的直線状に風車を配置したことで、渡り鳥の飛翔方向とほぼ平行になり衝突事故は低減される」と述べている。本種は当該地域で繁殖しており、尾根付近や尾根を横切って通過することも十分に考えられる。それにもかかわらず、渡り鳥に対する影響軽減措置を記載しその影響を過小評価していることは、重大な過失といえる。

さらに加えると、以上のすべての猛禽類に対する工事に伴う騒音の影響について、「既存文献で「騒音よりもむしろ人の活動や接近によるストレスの影響が大きい可能性」が示唆されていることを引用し、工事の影響は小さい」と予測している(8.9-91(385)頁など)が、この文献の例は相対的な影響の比較をしているだけで、騒音による影響の大きさそのものについて述べている訳ではない。したがって、工事の影響は小さいという結論を導くことはできない。

4. 風力発電の低周波音などによる健康被害について

(1) 低周波音などによる健康被害に関する総論

国内外において、風力発電機から発する騒音・低周波音・超低周波音などによる、不眠など深刻な健康被害の事例が多数知られている。国内での深刻な健康被害は、静岡県東伊豆町・南伊豆町、愛知県田原市、和歌山県由良町・有田川町、愛媛県伊方町などから報告されているが、定格出力700~1,500kWの風車群から約3kmまでの範囲に生じていることが報告されており、またこの計画のように定格出力が2,000~3,000kWと大型化すると、低周波音などの影響はさらに遠距離に及ぶ実態も明らかにされている。

しかし、準備書において、これら事例に関する記述はまったくない。風力発電事業の環境影響評価では、基本的に、国内外の健康被害例を踏まえて、当該地域における健康被害の発生を必ず回避しなければならない。まず、騒音・低周波音の調査を行う理由として、国内外の健康被害例を明記すべきである。次に、国内外の事例を比較検討し、「予防原則」に従って健康被害を生じさせない事前の環境影響評価(予測・保全措置)が必要である。

(2) 調査方法、調査結果、および予測結果の信頼性について

低周波音に関して、準備書では、騒音・低周波音調査位置(6.2-28(157)頁、第6.2.3-1図)、調査方法(6.2-39(168)頁~6.2-41(170)頁)、調査結果(8.4-1(252)頁~8.4-11(262)頁)、環境保全措置(8.16-6(501)頁)、そして調査結果・予測結果の概要(8.17-7(525)頁)が書かれている。

準備書では、低周波音(1~80Hz)に関して、風車稼働後の予測結果を算出する過程で、現況の測定結果や風車からの予測結果に至るまで、すべてG特性音圧レベル、しかもオーパス(AP)値で処理した数値しか載せていない。このことは、データを非常にわかりにくくしているだけでなく、後述するように、影響評価において低周波音の危険性を隠蔽することになる。したがって、低周波音・超低周波音については、1/3オクターブバンド中心周波数ごとの補正を加えない「平坦特性」で集計・処理(グラフによる視覚化など)することが絶対的に必要である。

低周波音測定結果一覧表(8.4-1(252)頁の第8.4-1表)には、「測定値は平均値で、()内は調査期間内の最大値である」と記されている。これは、対象事業実施区域周辺の4調査地点(No.1~No.4)におけるG特性音圧レベルをまとめた表であるが、そこでは平均値と最大値の間に大きな開きがある。なぜ、最小値で表さないのか説明が必要であり、かつ

最小値を示すべきである。また、「平坦特性」によって1/3オクターブバンド周波数毎のグラフをもって視覚化することが必要である。そうすることによって、特に超低周波領域の測定値の時間的変動の特徴が明瞭になるからである。

この特徴を分析するうえで、音圧レベルの測定時に連動させた風向・風速データが絶対的に必要である。何故ならば、音圧レベルの現況値測定すべてに風雑音に関わるが、特に超低周波音領域では暗騒音に大きな影響を与えるからである。気象測定が調査地点 No.1で行われただけでは、準備書における測定値において、そうした風雑音が除去されていない欠陥が疑われる。再度、多数地点において、風向・風速データを伴った音圧レベルの現況測定が必要であり、その結果を公開する必要がある。

現況測定結果は、音圧レベルの最小値で処理することで、暗騒音から風雑音を極力除いた、信頼性の高いデータを示すべきである。その結果、「将来の低周波の音圧レベルの予測結果」（第 8.4-3 表、258 頁）は、大きな変更を求められるはずである。そうするならば、音環境の影響が重大になる地点が生じてくる恐れが十分にある。なお、同表では、突然に「等価騒音レベル (dB)」が示されているが、これは何を意味するのか不明確なので、説明が必要である。

(3) 感覚閾値に基づく評価法について

第 8.4-7 図～第 8.4-10 図 (8.4-9 (260) 頁～8.4-10 (261) 頁) に示された評価法は、1/3 オクターブバンド中心周波数毎の現況値を最後に登場させ、「建具のがたつきと不快さを感じる感覚との比較結果」として、各種の感覚曲線との比較を行っている。これらの曲線を総合した大元になるのが、第 8.4-3 図 (8.4-2 (254) 頁) の「超低周波音感覚閾値」を示したグラフである。

しかし、感覚閾値とそこから導き出されたG特性補正は、「聞こえない音が健康に影響を与えるはずがない」という考えをもとに、風力発電機から発生する低周波音・超低周波音の中で超低周波領域を過小に評価し、深刻な健康被害の実態を隠蔽する役割を担ってきた。しかし、現在、感覚閾値とG特性補正について厳しい見直しが求められている社会状況にあることは、肝に銘じなければならない。事業者には、例えば、日本弁護士連合会「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」（2013年12月20日）を参照していただきたい。

8.4-6 (257) 頁の予測結果において、「いずれの地点も ISO-7176 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100dB を大きく下回っている。」と書かれているが、この記述は、上述の理由から、けっして納得できることではない。また、8.4-6 (257) 頁の「不快を感じる感覚 (分からない) レベル」「不快を感じる感覚 (気にならない) レベル」「不快を感じる感覚 (よく分かる・不快な感じがしない) レベル」の記述や、8.4-11 (262) 頁において「すべての周波数において、「不快を感じる」レベル以下になっており、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価される。」との記述もまた、既述のように、健康被害の実態に即さない評価法に基づくため極めて恣意的であり、まったく納得できることではない。

改めて、低周波音・超低周波音の調査と予測・評価を全面的にやり直す必要がある。

(4) 近距離の住宅地への影響回避について

準備書 8.4-5 (256) 頁において、環境保全措置として「風力発電機の設置位置を居住地から可能な限り隔離して設置する」と記されている。しかし、風力発電機の設置位置は、第

6.2.3-1 図（6.2-28 (157) 頁）によると、居住地・住宅地から決して隔離されておらず、むしろ道内他地域の風力発電事業と比べて極めて近距離に設置されている。この地域の住宅地は、その大半が風力発電機（図示された 12 基）から約 500m から約 3km の近距離にあり、低周波音の調査位置は、それらを含んで約 4～5km の範囲にある住宅地を選んでいる。しかも、当該地域では中増幌から上増幌の住宅地は谷間にあり、国内外で深刻な健康被害が多発した地形事例に合致しており、とりわけ健康被害が懸念される。したがって、風力発電機が住宅地と近距離にある点で、この計画が重大な健康被害を生じさせる危険性が高いので、極めて慎重な環境影響評価が必要である。

他方、「風力発電機から発生する低周波 G 特性音圧レベルの予測結果」（第 8.4-6 図、259 頁）を見ると、その調査位置は、風車からの直近の住宅地からかなり外れており、大きな疑問が生じる。例えば、調査地点 No. 1 から約 1km 南南西の住宅地（対象事業実施区域線上にある集落）について、風車から発生する低周波音を「平坦特性」で見積もると、直近の風車は約 500m 離れた 1 号機で、ほかに 2 号機、11 号機、12 号機が関わるので、パワー和は約 75 dB と算出される。そのため、この住宅地は、より甚大な影響を受けると判断される。また、調査地点 No. 1 から約 1.2km 東南東の住宅地では、直近の風車が約 500m 離れた 12 号機で、ほかに 11 号機が関わるので、パワー和は約 73dB と見積もることができる。以上のことから、8.4-7 (258) 頁に示された将来の低周波の音圧レベルの予測結果は、過小評価と考えられる。さらに、既に述べたように、国内他地域における風力発電事業地の事例によると、地形が谷間になっているところでは、さらに高い数値になることが報告されているので、本準備書における予測結果は、信頼性を欠いている。上述した 2 つの住宅地では、現況の測定がされていないので、風車の稼働によりどの程度の影響が生じるのか、不明確である。事業対象地域の住宅地のすべてについて、直ちに現況調査を行い、すべて予測する必要がある。

（5）保全措置について

準備書 8.4-5 (256) 頁において、環境保全措置として「風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努めることで、低周波音の原因となる要因の発生を低減する」と記されている。しかし、そのような保全措置によって、健康被害が回避できた事例が知られていない。もしも文言通りの事例や根拠、既存資料があるならば、それらを明記し、それらに基づいた論理的・科学的な説明を行う必要がある。

8.16-6 (501) 頁の表 8.16-4 表では、低周波音に係る環境保全措置（施設の稼働）として、環境保全措置の内容と効果の不確実性が表示されている。

まず、保全措置の内容として「風力発電機の設置位置は、住居地域から可能な限り隔離して計画する」、効果の不確実性として「低周波音の伝搬を最小限にすることにより、効果が確実である」と記されているが、既に述べたように、極めて近距離に設置されること、低周波音の伝搬を最小限にする科学的根拠に基づいた方策や他地域での事例が示されていないことから、上記の記述は、信頼性を欠いている。

以上のことから、準備書における低周波音などによる健康被害に関する環境影響評価は、他地域の事例を勘案すると、決して健康被害を回避できるとは考えられず、むしろ、新たな健康被害を発生させる危険性が高い。極めて慎重な環境影響評価が必要であることを、ここに強調する。